

への情報提供ともあわせ、市民主体のまちづくりに向けて条件整備に努めていく。

基金については、継続的なまちづくり事業を推進するためには、3億円に加え一定程度の増額が必要と考えている。また、地域、学区、NPO・ボランティアから提案されたさまざまなテーマによる提案型事業の審査には、公平性、客観性、透明性などを考慮するための審査機関が必要と考えている。

◆関連質問

- ・人材育成について (緑風会)
- ・協働のまちづくりについて (公明党)
- ・市内分権を展望した、今後のまちづくり (市民連合)
- ・自治会組織との連携について (新政クラブ)

公益通報制度の導入(緑風会)

問 職員の通報・相談する制度

いわゆる公益通報制度が創設されることだが、どのようなシステムを考えているか。他市では、外部の法律事務所などを連絡先にしている例もある。くれぐれも職員の安心・安全が守られるような

システムを構築すべきと考える。法治社会の到来した現代において、市政運営の基本は法令順守であると考え、本制度の導入でどのような効果が得られるか。

答

公務に携わる職員や請負契約などで市の業務を行う者が、適正でない事実を察知した場合に、速やかにその内容を通報することができるとの総合窓口を設ける。また、通報者の保護・安全に十分配慮する中で、調査と原因究明、改善策や再発防止策の構築など、速やかな対応が図れる制度を検討している。本制度導入により、公務に対する市民の信頼を確保し、公正かつ民主的な市政運営を図ることを狙いとしている。

介護保険制度(日本共産党)

問

①介護保険法の改定により、10月1日から特別養護ホームなどの利用施設の食費、居住費などが保険給付の対象から外れ、全額自己負担となり、利用控えが広がっている。政府に対しホテルコスト導入撤回を強く求めること。

また、全国で独自の施策を講じる自治体もある。本市も負担増の影響を調査し、市独自の新たな利

用料減免制度を創設すること。②来年度からの介護保険料の増額は行わないこと。



特別養護ホームでの食事風景

答

①今回の施設給付の見直しは、負担の公平性の観点などから低所得者に配慮しつつ、居住費や食費を給付対象外にしたものである。②来年度の保険料は、国から示された情報を最大限活用する中で、事業量の推計をしており、増額は避けて通れない。

◆関連質問

- ・第3期介護保険事業計画について (水曜会)
- ・地域包括支援センターについて (緑風会)
- ・低所得者対策の充実と新たな

サービスのあり方(市民連合)

「ふくやまテレコム」の問題(日本共産党)

問

ふくやまテレコムの取締役を収入役が務めていた事実は、兼業禁止を定めた地方自治法第142条に違反する。法適用の除外規定は自治体の出資比率50%以上の場合である。テレコムへの比率は22.2%であり、除外規定には当たらない。市長が、収入役を解任せず取締役の辞任ですませたことに市政不信は深まっているが、どのように考えているか。

また、これまでのテレコムの受託事業費の5%分を市に返還するよう求めるべきでは。

答

ふくやまテレコムに係る兼業は、法の趣旨にのっとり、長として判断した。これまで以上に職員の公務意識の高揚と服務規律の確保を図り、適正な行政運営を行っていく。

ふくやまテレコムとの委託金額は適正であり、5%の返還は求めない。

太陽光発電の補助(水曜会)

地球温暖化で長期的に気温